

安東会長記者会見要旨

日 時：平成 18 年 9 月 20 日（水）午後 2 時 30 分～午後 3 時 30 分

場 所：J A S D A Q プラザ記者会見場

出席者：安東会長、渡辺副会長、増井副会長

冒頭、渡辺副会長から理事会及び自主規制会議の審議事項等の概要について、増井副会長から証券戦略会議の審議事項等の概要について、それぞれ説明が行われた後、大要次のとおり質疑応答が行われた。

（記者）

二点質問したい。

最初に、今日の自民党の総裁選で安倍氏が新総裁に選ばれ、来週にも新内閣発足ということだが、新しい政権にどのようなことを期待されるのか、会長のお考えをお聞かせ願いたい。

（安東会長）

安倍新総裁は、既に掲げている政策提言の一つとして、「日本社会に新たな活力を与えるために、わが国金融市場をニューヨーク・ロンドンに比肩する市場とするように強化すべき」というようなことを挙げられている。改めて言うまでもなく、それぞれの国にとって金融市場の重要性というものが認識されているところでもあり、協会としても、新たに誕生した政権が、このような政策提言を掲げていることは、大いに歓迎したい。

また、同時に、「活力ある経済社会の構築」、「強力な金融市場の構築」を提唱されているわけで、その前提として、活力ある証券市場の構築が不可欠であろうと考えている。私どもとしては、そのようなことを踏まえ、証券優遇税制の継続などの市場強化策を引き続き強く訴えていきたいと思っている。

いずれにしても、国民の大きな期待を受けて、船出する新政権ということで、わが国が一層の発展を遂げていくことを是非期待していきたいと思うし、我々もそれに沿って為すべきことは沢山あると考えている。

(記者)

二点目は夜間P T S取引の関係でお伺いしたい。先週、カブドットコム証券が夜間P T S取引を開始したり、他のネット証券も参入表明しているところだが、協会として、自主規制整備の点で、今後何か対応されるお考えがあるのか、お聞かせ願いたい。

(安東会長)

この2日間の状況では、売買量、売買代金等はそれほど多くないと感じている。ただ、今後、利用者がこのマーケットを必要とすれば、当該証券会社に口座を開いて取引する者は増えるだろうと感じている。

自主規制の件については、実は検討中である。「検討中」というのは非常に歯切れの悪い言い方で恐縮だが、P T Sは認可業務であり、金融庁が認可を付すということは、当然、不公正取引等の防止、システム等々の問題を乗り越えたために認可が下りているという認識である。我々も(金融庁が認可したということは)売買停止の問題やインサイダー、相場操縦等の不公正取引等がないような状況を満たしているという認識でいる。

従って、こうした一証券会社のいわばプライベートなマーケットを、通常取引所取引と同様に自主規制の網を掛けていくべきなのかどうか、本来必要なのかどうかも含め、最終的にワーキングで決めようという段階である。

(記者)

二点お伺いしたい。

一点目は、「反社会的勢力に関する情報の集約・共有等の対応」の中で、警察と連携して組織を作って対応を図るとあるが、具体的にこうした組織を作って何をするのか、いま分かっている範囲で教えていただきたい。

二点目は、誤発注の件だが、今回示された報告書を詳らかにみれば分かるのかもしれないが、端的に言って、みずほ証券による誤発注のようなことは、起きても仕方がないということなのか教えていただきたい。

(安東会長)

二点目の誤発注問題にかかる質問の趣旨は、いわゆる約定の取消しが可能かどうかということだと思うが、メディアの方々に2ヶ月位前に聞

かれたときは、取消しは極めて難しい。なぜならば、取引とは連続性があり、その連続性の中で価格が生まれているので、それに関わったところを全部なくすということはかなり難しい話だろう、とお答えした記憶がある。今でもそう思っている。

ただ、不測の事態が起きたときに、全く取消しができないのかどうかを検証してみようというのが今回の取組みで、法的に可能なのかどうかということ、同志社大学の川口教授が中心となり、民法学者等々により、法律のうえで取消しが可能かどうかを確認したということである。

通常では取消しを行うということはまずないが、先ほど言ったとおり、かなりの不測事態、何年に一度あるか分からないが、もしあった場合に、それに伴う損害賠償、ある一定時間内に様々の方が参加して、その瞬間、瞬間に価格がつく、そうした取引が全部なくなってしまったといったときに、いろいろな損害が発生するケースがある。こうしたことを前提として法的に取消しは可能、ということが今回の結論である。

ただ、取消しが可能といっても、本当に不測の事態のみであって通常は（取り消すことは）ないと私は考えている。

（渡辺副会長）

一点目の反社会的勢力のところ、どういうものを作るのか、もう少し具体的にということだが、先ほど申し上げたことにそれほど付け加えられるものはないのだが、実際にいくつかそうした組織が世の中にある。

我々にとって直接参考になるというものではないが、例えば、競馬界には馬主等の中に反社会的な方が入ってこないかということ、これをチェックするという機関がある。そこでどういうことが行われているかということ、馬主になるという申請があったとき、そうした疑いがある場合には、その機関を通すと警察からある種の情報がいただけるということで、その情報をベースにその機関が更に調査を進めるということが行われている。そうした仕組みをそのまま証券界に適用するということにはならないと思うが、そういった仕組みは参考になるものと思う。

証券会社は独自に反社会的勢力が証券市場に参入しないよう防ぐ努力を行ってきたわけだが、その努力をサポートするようなインフラとして、警察からこうした属性の方についての情報をいただけるような暴対法上の登録を行った団体が仮にできれば、証券会社が個別照会できないような情報に照会できる仕組みを形成できる可能性がある。

また、具体的にそうした仕組みをどのように使えば、証券会社ではそういう属性のある顧客を、取引所であれば発行会社を排除できるのかという点も難しい問題であり、そのルール作り、方法をきちんと整備しておかないと逆につけこまれるというようなこともあり得るので、極めて慎重に対応しなければいけない。

今、具体的に申し上げられる点としては、競馬界はじめ他にも幾つかあるそうした既存の機関が行っている実務を詳細に調査・ヒヤリングをして我々の業界にどこまでそれが適応できるのかを厳密に詰めていく作業をする必要がある。

まだ私自身が具体的なイメージに到達していないので、こうしたことしか申し上げられないが、我々が何をしようとしているかはお分かりいただけるのではないかと。

(記者)

安東会長御自身もメンバーに入られていた与謝野大臣の取引所に関する懇談会では、東証、あるいは資本市場全般に関する重要な事由が矢継ぎ早に決まったという印象がある。具体的には次期システムの問題であり、東証自身の持ち株会社化あるいは自市場の上場等が大筋決まったわけだが、これらの点について会長のご見解を改めて伺いたい。

(安東会長)

私はこうした問題が佳境に入ってきた7月から3回この懇談会に参加した。その時点で、東証が2009年を目途に上場したいということが既に表明されており、更なる検討の機会を経て、上場時の形態は持ち株会社という方法を採用すると公表されている。

私の考えを申し上げますと、一点は自主規制機能の部分について。持ち株会社の下、自主規制会社といわゆる取引所の運営会社という形で分けるにしてもトータルで持ち株会社のところに利益相反というケースが全く生じないということはないと思っている。この点は、例えば、運営する者、自主規制会社のトップも含めて人の問題とか、あるいは機能を完全に隔離するという事で防げる問題ではあると思う。

二点目は、買収の防衛について。東証は一昨年に黄金株の導入等に関してかなり反対していた立場であり、もちろん自由なマーケットの中で株主に不利益になるような防衛策は厳に慎むべくことは重々承知して

おり、東証はそれを提唱してきたという立場であるので、東証としてはあえて防衛策は採らず、時価総額が非常に拡大する中で、自然にそれが防衛策というような考え方なのだろうと思う。

ただ、一般の事業会社等と比べて、東証の公益性とか、あるいは万一東証が買収されたときは単に取引所だけの問題だけでなく、日本経済そのものを直撃するということもあろうことから、上場する 2009 年まで時間があるので買収の懸念は十分に考えてほしい、ということ懇談の場で申し上げた。

決して上場に対して反対という立場でなく、上場にはそれなりの意味があると考えている。

(記者)

関連してもう一点。利益相反の惧れ全くなしとしないということだが、同じ自主規制機関あるいは証券業界のトップとして、取引所の自主規制部門に相応しい人物像とか、あるいは持ち株会社のトップでもいいが、こんなキャリアの方がいいのではないかというイメージはお持ちか。

(安東会長)

自主規制機能を担う会社のトップは、やはり自主規制機能というものをきちんと理解した、そうしたキャリアを持った方が相応しいと思う。

他の会社のトップ人事なので我々が口を挟む話でないため、あくまで感想と受け取って欲しい。

以 上